

公表 介護職員等処遇改善加算算定にかかる「見える化要件」について 処遇改善加算について

2025年4月1日
特定非営利活動法人
地域福祉会ああす
理事長 藤原 みゆき

2019年10月の介護報酬改定により「介護職員特定処遇改善加算」が新設されてきましたが、今回、地域福祉会ああすも、新設される「介護職員等処遇改善加算」の申請を行いました。また、新設される「介護職員等処遇改善加算」につきまして下記のように配布を予定しております。職員の皆様につきましては周知の程あらためてお願いいたします。

(1) 地域福祉会ああすが申請する加算届出

ヘルパーステーションああすこうなん

【介護保険】

処遇改善加算（Ⅰ）

【障がい福祉】

処遇改善加算（Ⅱ）

(2) 処遇改善加算の配分方法

特定非営利活動法人 地域福祉会ああすにおける処遇改善加算による賃上げの対象グループ

A) 経験・技能のある介護職員

* サ責・10年経験ヘルパーとする

* 10年経験の考え方は、法人への貢献を勘案し、ああすでの職歴とする。

B) その他の介護職員

C) その他の職員 事務員

【処遇改善手当金額】

処遇改善加算と同様に、毎月の時間単価を決め稼働時間（常勤は164時間）に応じて支給年度末に、残額を支給する。

時間単価は、下記のように決められている

* A)は B)の2倍以上

* B)は C)の2倍以上

* C)は年収440万を超えない

(3) 処遇改善の変遷

平成21年10月	(2009年)	処遇改善交付金開始、介護報酬に応じて別途交付
平成24年4月	(2012年)	処遇改善加算となり介護報酬に組み込まれる
平成27年4月	(2015年)	キャリアパス要件が加わり、職場環境要件も細くなる
令和元年10月	(2019年)	特定処遇改善加算開始。
令和4年10月	(2022年)	ベースアップ等支援加算開始
令和6年2月～5月	(2024年)	処遇改善支援補助金
令和6年6月	(2024年)	処遇・特定・ベースアップ支援加算が処遇改善加算に一本化開始
介護保険		：処遇改善加算Ⅰ
障がい福祉		：処遇改善加算Ⅱ

(4) ああすのこれまでの職場環境改善の取り組み

【処遇全般】

平成19年4月	(2007年)	時給10円の賃上げ
平成20年4月	(2008年)	時給10円の賃上げ
平成21年4月	(2009年)	時給20円の賃上げ
平成22年3月	(2010年)	期末処遇改善手当を支給（以後毎年期末に支給）
平成24年4月	(2012年)	時給10円～30円の賃上げ
平成24年10月		準職員の正職員化16名
平成25年4月	(2013年)	勤続年数による個別制の導入時給30円～90円の賃上げ
平成25年10月		正職員の定期昇給（以降、原則4月に定昇）

平成27年4月	(2015年)	処遇改善手当の毎月支給を開始。以後、毎月+期末支給定着
平成28年4月	(2016年)	非常勤の時給 10 円～110 円の賃上げ
平成30年4月	(2018年)	非常勤の時給20円の賃上げ 正職員の新規採用号俸の引き上げ
平成31年4月	(2019年)	非常勤の時給10円の賃上げ
令和元年10月	(2019年)	正職員の号俸引き上げ
令和2年4月	(2020年)	非常勤職員の5円の賃上げ
令和3年4月	(2021年)	非常勤の時給5円の賃上げ
令和4年10月	(2022年)	ペース等支援加算として賃金改善継続
令和5年4月・10月	(2023年)	非常勤 時給10～20円 の賃上げ 正職員の新規採用号俸の引き上げ 非常勤定年後再雇用制度創設（あぁすメイト）
令和6年4月	(2024年)	処遇改善手当金 非常勤 時給5円の賃上げ 正職員の新規採用号俸の上げ
令和6年6月		非常勤・常勤職員 時給 5円の賃上げ
令和7年4月	(2025年)	非常勤 時給 5円の賃上げ 正職員の新規採用号俸の引き上げ

賞与は、夏季・冬期各1か月分を毎年支給（業績悪化の2014年を除く）
 期末手当は、業績にあわせて支給

【職場環境、処遇改善】

- * 腰痛健診（希望者）の実施（H25 年度より。H29 年度より健康管理手当支給・活用へ）
- * 健康管理手当の支給（H29 年度より。月 1000 円、半年に一度支給…健診時のオプション健診や日常の健康管理に活用）
- * 雇用管理改善のための管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実
- * 子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実
- * ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
- * 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化
- * 健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室等の整備

【その他】

- * 非常勤から正職員への転換
- * 職員の増員による業務負担の軽減

